オウム対策住民協議会ニュース

烏山地域オウム
真理教(現アレフ)
対策住民協議会

第５号
平成13年6月18日発行

「協議会ニュース」の発行にあたって

オウム対策住民協議会
会長　倉本　俊幸

昨年十二月末、オウム信者が南烏山のマンションに集団で転入しました。烏山地域では地域町会、自治会、商店街、ＰＴＡ、各種業界団体、オウム信者転入マンション管理組合等、多くの団体、個人が中心となり、本年一月九日「烏山地域オウム真理教（現アレフ）対策住民協議会」を結成したところです。

この間、当協議会は抗議集会・監視・反対署名・募金活動・広報紙の発行など、様々な反対運動を展開してまいりました。

このたび協議会では実動組織として実行委員会を設け、その中に広報部を立ち上げました。これまで発行してきた協議会広報紙「オウム対策かわら版」の名称も「オウム対策住民協議会ニュース」とリニューアルし、内容・質・量ともに充実させることといたした次第です。

オウム進出の状況、教団の拠点化の動きなど、烏山のオウムをめぐる現況について地域から情報を発信するとともに、今後どのような活動や対策が求められるのかについて区民の方々に広くご理解・ご協力を賜っていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

H13年1月9日　総決起集会

住民協議会の皆さまへ

世田谷区長　大場　啓二

昨年の暮にオウム真理教教団が進出して以来、不安な毎日を送られている皆様には、心中察するにあまりあるところでございます。

また、皆様のお力により、オウム真理教対策住民協議会が早期に結成され、教団の進出に対して粘り強い懸命な努力をされておられますことに、心より敬意を表する次第であります。

このたび「オウム対策かわら版」をリニューアルした「オウム対策住民協議会ニュース」が発刊されますことに対しまして心強い思いがします。

区としましても、引き続き抜本的な対策について国や都に働きかけるなど、この問題の解決に向けて努力してまいりますとともに、今後とも住民協議会の皆様の活動に対しまして支援を行ってまいります。

歴史的犯罪集団を解体させるために

ジャーナリスト　有田　芳生

オウム真理教（＝アレフ）は解体しなければならない。

彼らが自らの手で組織の解体作業に取り組まない以上、社会的な力で包囲し、そこまで追い込む必要がある。なぜか。地下鉄サリン事件を頂点とする一連の残虐行為。それは二〇世紀の人類史に深く刻み込まれた歴史的犯罪であるからだ。地下鉄サリン事件、松本サリン事件、坂本弁護士一家事件、ＶＸガス事件、組織内部でのリンチ事件など、これまで明らかになっているだけでも三十人の人たちが殺害された。しかも麻原彰晃（＝松本智津夫）の指示で行われようとしていた破壊計画の全貌はさらに異常な様相を帯びていた。

一九九三年八月、山梨県にあったオウム施設の第二サティアン三階でこんな会話が交わされていたという。そこにいたのは麻原彰晃、上祐史浩、村井秀夫、新実智光、遠藤誠一など。「麻原からプラントを作る激励を受け、上祐の方から『七トンのプラントを作るのではないですか』と言うと、麻原が『いきなり大きいのからいこう。七〇トンでいこう』と言っていました」

この席にいた滝澤和義（サリンプラント建設責任者）の法廷証言である（九六年三月六日）。七〇トンのサリンが完成し、散布されていたならば、理論的な計算でいえば日本人全員！が殺害されていたことになる。こうした計画を実行に移そうとしていたのがオウム真理教である。

この計画の出発点に上祐史浩がいたことを忘れてはならない。自分は事件とは関わりがないなどと強弁するのならば、この会議の詳細？そして自らが責任者だった炭疽菌散布計画の詳細について、曖昧な言い訳ではなく真相を語る責任がある。かんなくずのように。ペラ。ペラと冗舌な「ああいえばジョーユー」も、この件に関してはいまだごまかしを続けるだけだ。この一点を見ても事件総括などなされてはいない。

どのようにすれば解散を実現できるのか。烏山で反対運動に取り組んでいるみなさんの運動を燎原の火が燃え盛るようにさらに広げていくことだ。オウム真理教に対する団体規正法が制定されたのも、全国の反対運動が横に結び、地元議員を通じて政府を動かした成果だった。オウムのようなカルト（熱狂集団）に対する取り組みは国際的な課題でもある。たとえばフランス。カルトが違法行為を犯し、有罪判決を受けたとき、解散命令を出せる「セクト運動防止・抑制強化法」が、この五月三十日に国民議会で満場一致可決された。「セクト」とはオウムのような集団のこと。こうした法律を日本でも制定する機運を盛り上げようではないか。

では新法ができなければオウムの解散は実現できないのか。そうではない。オウムの信者が組織から離脱するように働きかけることに意味がある。一人でも二人でも……。そして組織を衰退させることだ。いまだ根強い誤解があるが、信者たちは「特別」な存在ではない。人生のふとした狭間に誰でも入信する可能性があるのがカルト問題の基本である。信者の人間としての権利は守らなければならない。だがオウムの信者であってはならない。この矛盾を解く鍵はただひとつ。組織の解体か脱会である。繰り返そう。人類史的犯罪を妄想、実行した集団など絶対にその存在を許してはならない。

協議会組織図

- 協議会会長
  - 区
  - 実行委員会(約30名)
    - 委員長
    - 烏山上町会
    - ＧＳハイム
    - 賃貸居住者の会
    - 烏山商店街(振)
    - メール街
    - 烏山駅前通り商店街(振)
    - ＰＴＡ関係
    - 青少年地区委員会等
    - 給田町会・烏山中町会
    - 烏山下町会・千駄山町会
    - 給田西住宅自治会
    - 八幡山町会・粕谷町会
  - 企画部
  - 渉外担当
  - 広報部
  - 町会・自治会 ― 烏山・上北沢・上祖師谷地区:30町会・自治会
  - 商店街 ― 烏山地区５商店街振興組合
  - ＰＴＡ関係有志 ― 区立小・中学校PTA有志
  - 青少年地区委員会等
  - 諸団体 ― 東京土建・砧料理飲食業組合他
  - GSﾊｲﾑ・ｻﾝｻﾝﾏﾝｼｮﾝ

教団集団進出以降の主な出来事

住民協議会の動き

●平成13年１月９日、烏山区民センターにて住民総決起集会を開催（約700名参加）。「烏山地域オウム真理教（現アレフ）対策住民協議会」を結成する。同時に区議会提出用の署名活動を開始する。集会終了後、教団へ要請書を手渡す。

●１月23日、都庁へ要請行動を行う。（約100名参加）

●２月11日、烏山区民センター付近にて街頭募金及び署名活動を行う。

●３月４日、「オウム真理教問題を考える講演会」を開催。滝本太郎弁護士のお話は、①宗教法人として解散させられた教団が、解散前と同じように活動を集団で行っていること、②信者にとって尊師（麻原彰晃こと松本智津夫）は神様以上、宇宙そのものである、など教団の危険な本質についての内容であった。

●３月９日、ＧＳハイム入口横に設置した監視小屋での監視活動を開始する。

●４月30日、抗議集会を開催。約700名が参加し、教団へ向けてデモ行進。集会終了後、反対活動の先輩龍ヶ崎市民から学ぶ学習会を開催。①不安を具体的に明らかにしていく、②不安を解決するために客観的事実を積み上げられるか、などアドバイスをいただきました。

教団が道場を整備するなど集団進出したＧＳハイム。

４月30日　抗議デモ隊が烏山区民センター前から出発する。

抗議書を教団関係者に手渡す。

教団の動き

●平成12年12月19日正午ころ、13人の信者が区内の12出張所に分かれて転入届。（ＧＳハイム住民には、①教団出家服は着ない、②ヘッドギアはしないなど、申し入れ有り）

●平成13年1月25日未明、上祐幹部が大田区より移りくる。（直後に記者会見を開き、①本部にはしない、②ここに住む者だけの修行の場であり、布教の場所にしない、③当分腰を落ち着ける、など発言）

●１月29日、幹部など約200名が集まる。これ以降、毎週大規模セミナーを開催するようになり、教団幹部の出入りが頻繁になる。

●３月15日、公安調査庁の立入調査を受ける。天井裏や二重底に改造した流し台などからパソコンや立入検査対策と思われる内容を記したノートが発見された。

●３月20日、地下鉄サリン事件６周年。幹部が集合するも事件への反省の言葉はなかった。

●５月３日～６日、大規模宿泊セミナーが開催され170名近い信者が参加する。

●５月７日、幹部など120名程度が集まる。

●５月22日、教団施設を報道関係に公開。

●教団出家服を着た信者がＧＳハイムとサンサンマンションの間を行き来するようになる。またサンサンマンションではヘッドギアを付けた信者が洗濯物を干している姿も見かけられる。

募金と署名活動についてのお願い

皆　様　のご協力により集められた募金額は1,015,739円（５月30日現在）に達しました。しかし、今後の活動がどのくらい長期化するのか、どのような展開になるのかによりますが、オウムと戦える十分な資金とはいえません。現在までの活動に伴う支出は区関係により支援を受けています。主なものは、監視小屋（現詰所）設置にかかる経費及び物品購入などです。

この運動はオウムという犯罪組織から住民の生活権を守るためのものです。烏山地域だけでなく多くの区民のご協力をお願いします。

また、署名活動は都や国に対し、適切な対処をしてもらうための住民の意思表示です。現在オウムは施設公開など安全性をアピールし、組織の温存と拡大をもくろんでいます。

それに伴い、反対運動の活動資金への募金及び署名にご協力下さい。

連絡先：世田谷区南烏山6-22-14烏山総合支所内　電話03-(3326)1202・03-(3326)6134

監視小屋

オウム真理教（現アレフ）が烏山に進出してきてから６ヵ月がたちました。

私たちオウム真理教対策住民協議会では、３月９日に教団居住マンション隣に監視小屋を設置して、監視を続けてきました。狭いということもあり、新たにオウム信徒が転入してきたマンションの北側駐車場内に移転し、名称も「対策住民協議会詰所」とリニューアルしました。

現在、町会自治会をはじめ商店会や地域の各種活動団体、そして区職員の参加協力を得て、ローテーションを組んで監視を続けています。

ここは協議会の監視活動の拠点となる所です。常にオウム教団の動向を監視するということは、これから長期になるであろう私たちの反対運動にとって大切な事であり、原動力となる事です。

多くの地域住民の力を結集して運動を続けていくためにも、この監視活動にご参加ください。一度お立ち寄りください。そして、ご協力よろしくお願いいたします。